

令和8年6月30日

沖縄県名護市「宿泊税」の新設

沖縄県名護市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される名護市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	沖縄県名護市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	名護市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税收の使途	訪れる人、働く人、暮らす人から選ばれ続ける観光都市の実現に向け、観光産業の発展に関する施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊料金
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊当たりの宿泊料金の1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする。）
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約3.6億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・学校教育活動として行われる部活動等の参加者（引率者も含む） ・公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約2,700万円
課税を行う期間	令和11年度を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和8年 3月26日 名護市議会にて条例案可決
- ・令和8年 3月30日 総務大臣協議
- ・令和8年 6月30日 総務大臣同意
- ・令和9年 2月 1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、畠山係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。